

## 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して遊び、生活できる場を提供し、健全な育成を図る大切な施設です。

放課後児童支援員等の配置については、突発的な事故や職員が研修に参加する場合等への対応のため、児童の安全を確保するための最低基準として、1教室に対して放課後児童支援員1名以上を含む職員の複数配置が必要とする基準を国が定めています。この職員配置の基準は、市町村が条例を定める際に従うべきものとされていますが、国は、全国的に放課後児童支援員等の人材確保が難しいという理由で、基準の参酌化を今後検討することとしています。

従うべき基準が緩和され、放課後児童支援員の資格を持たない職員が1名で多くの児童に対応することになれば、放課後児童クラブの運営において最優先すべき児童の安全が確保できなくなる恐れがあります。

よって、国及び政府関係機関においては、放課後児童クラブの職員配置基準等にかかる「従うべき基準」について、児童の安全を確保するために堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成30年12月20日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣特命担当大臣 (少子化対策)

内閣特命担当大臣 (男女共同参画、地方創生)